

令和 6 年度 総合教育会議について

1 令和 6 年度総合教育会議の内容（令和 6 年 7 月 11 日実施）

- (1) 令和 5 年度総合教育会議 「スポーツや文化芸術など生涯学習社会をめざした部活動の地域移行」の進捗報告（別紙 1）
- (2) 「板橋区教育大綱の改定等に関する協議」①プレゼンテーション「現行の板橋区教育大綱の成果」（別紙 2） ②意見交換

2 主な意見（概要）

（詳細は参考資料のとおり）

【区長】協議の主旨

「子どもたちを取り巻く環境」、また、「義務教育学校のあり方」など、教育行政には大きな変化が起こっており、新たな「板橋区基本構想」と「板橋区基本計画」の策定にあわせ、平成 28 年 1 月に策定した「板橋区教育大綱」を改定する必要がある。そこで、今年度と来年度の板橋区総合教育会議で、令和 8 年度からの施行を見据えた教育大綱の改定について、協議を行う。

【区長】「ウェルビーイングの実現と教育行政システムのグレート・リセットについて」

子どもたちが、ウェルビーイングを実現しながら、自分の人生をしっかりと歩み、社会的自立を果たせるようになるためには、義務教育学校のあるべき姿が、時代に合わせて変化をしていく必要がある。また、学校以外でも、社会を生き抜くために必要な力を蓄える経験を得る機会や場の提供が、子どものウェルビーイングの実現に重要である。従来の価値観や考え方を、一度リセットして取り組む「グレート・リセット」の視点で、板橋区の教育、学術及び文化の振興に関する新たな方向性を示していく。

【教育委員】

○「まちや地域への愛着を育むことの重要性について」

不登校児童の増加など、学校生活で困難を抱えている子どもが増えていることを踏まえ、安心・安全に過ごせる居場所づくりを板橋区は進めているが、人材の確保が問題となっており、地域の方々の支援を充実させていく必要がある。子どもの学びや成長を支える人や環境の充実を図ることが、将来の板橋区を見据えた際に重要な取組である。

○「教育の DX についての現状、課題について」

1 人 1 台端末で、小・中学生は情報活用能力が上がっている状況だが、情報モラル教育を徹底することが必要である。また、便利・効率化だけではなく、学校において、集団での学びが損なわれることがないように、教育の DX を推進することが、教育活動の基盤を充実させ、さらには、ウェルビーイングの実現につながる。

○「多様な居場所づくりとコミュニティ・スクールについて」

教育的ニーズにきめ細かに対応した居場所を作り、誰一人取り残さない支援を行うことが「子どものウェルビーイング」につながる。また、コミュニティ・スクールを通じて保護者や地域の人がつながり、一体となって、より良い学校づくりを進めることが「家庭や地域のウェルビーイング」の向上に寄与する。

○「子ども一人ひとりの発達段階、特性、興味関心に応じた学びについて」

「子どものウェルビーイング」を実現するには、子どもが社会に出て自立する力を身につけることが必要である。学びが苦しいものではなく、失敗を恐れずに、安心してチャレンジできるようになるために、子ども一人ひとりの発達段階や特性に応じた良さや可能性を引き出し、伸ばす学びを推進していくことが肝要である。また、教員が本来業務に集中できる環境を作り、「教員のウェルビーイング」の実現も大切である。

【教育長】「多様なニーズに応える教育行政の推進について」

教育は「人が幸せに生きるためにある」と考えており、一人ひとりの幸せを実現するには、多様な学びの機会や方法を提供することが重要である。そこで、①「子ども一人ひとりの良さや可能性を引き出し、伸ばす学びを推進する」、②「子どもの学びや成長を支える人や環境を充実させる」、③「生涯にわたり、学び支え合う教育を推進する」、④「教育活動を支えるための基盤を作る」、といった取組を区、教育委員会と共有しながら、これからの 10 年に向け、教育行政を進めていきたい。

3 会議のまとめ

今回の会議で共有した区の教育行政全般に対する課題、方向性、考え方について確認して、議論の内容をよく整理し、それを踏まえて、随時、教育委員会と連携を取りながら検討を深め、次期教育大綱の骨子案を作成する。

4 総合教育会議・板橋区教育大綱について

(1)総合教育会議

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、区長との連携強化を図るために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置した会議体であり、区長、教育委員会（教育長、教育委員4名）で構成されている。協議事項は、①教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）の策定（地教行法第1条の3）、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策（同法第1条の4第1項）、③児童・生徒等の生命・身体のプロテクト等緊急の場合に講ずべき措置（同法第1条の4第2項）である。

(2)現行の板橋区教育大綱（平成28年1月策定）

“学びのまち”「教育の板橋」の実現に向けた、板橋区のエデュケーション施策の方向性を示す。

5 今後のスケジュール（予定）

- ・令和7（2025）年 5月 総合教育会議
（次期教育大綱策定方針、骨子案）
- ・令和7（2025）年 11月 総合教育会議
（次期教育大綱素案）
- ・令和8（2026）年 3月 次期教育大綱策定・公表

